

寒川町訓令第8号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町職員安全衛生管理規程及び寒川町職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を
次のとおり定める。

令和5年8月1日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町職員安全衛生管理規程及び寒川町職員被服貸与規程の一部を改正
する訓令

(寒川町職員安全衛生管理規程の一部改正)

第1条 寒川町職員安全衛生管理規程(昭和62年寒川町訓令第5号)の一部を次のように
改正する。

第12条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第1中「学校給食調理場」を「学校給食センター」に改める。

別表第2中「学校給食調理場」を「学校給食センター」に、「総務課長」を「人
事課長」に改める。

別表第3を次のように改める。

号	事業所	委員				庶務
1	美化セン ター	部 門 総 括 安 全 衛 生 管理 者 安 全 管 理 者 衛 生 管 理 者	資 源 廃 棄 物 担 当 の 主 幹、副 主 幹 又 は 主 査 美化センター場長	職 員 労 働 組 合 推 せ んの 委 員	3人	環 境 課
2	広 域 リ サ イ ク ル セ ン ター		資 源 廃 棄 物 担 当 の 主 幹、副 主 幹 又 は 主 査 広域リサイクルセ ンター場長		3人	環 境 課
3	学 校 給 食 センター		教 育 施 設 給 食 課 学 校 給 食 担 当 の 主		3人	教 育 施 設 給 食

		幹、副主幹又は主査 学校給食センターの所長、主幹、副主幹又は主査			課
4	ひまわり教室	子ども家庭担当の主幹、副主幹又は主査	2人	子育て支援課	
5	教育委員会(3の項に掲げる事業所を除く。)	学校教育課長	4人	教育政策課	
6	その他の事業所	スポーツ課長 道路課長 環境課長	4人	人事課	

(寒川町職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 寒川町職員被服貸与規程(昭和44年寒川町訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条中「き損」を「毀損」に改める。

別表学校教育の部の次に次のように加える。

教育施設給食	教育施設	事務	事務服	1	4
--------	------	----	-----	---	---

	設		作業服(上下)	1	4
			防寒服	1	8
	学 校 給 食	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	4
	学 校 給 食 セ ン タ ー	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	4
			防寒服	1	8
		栄養士	調理ぐつ	2	1
		調理員	調理ぐつ	2	1
			長ぐつ	1	1

別表学校の部を次のように改める。

学校	事務	事務服	1	4
	施設作業員 庁務作業員	事務服	1	8
		作業服(上下)	1	1
		防寒服	1	4

附 則

この訓令は、令和5年8月1日から施行する。